

つくば市児童自転車用ヘルメット購入補助金交付事業Q&A (R2年度)

1. 対象者について (申請の際に市で確認します。)

Q. つくば市外に住んでいますが対象になりますか？

A. つくば市に住民票がある方が対象です。

Q. つくば市に住んでいます。住所は実家(市外)のままですが大丈夫ですか？

A. 住んでいても、つくば市に住民票がない方は対象外です。

Q. こどもはつくば市に住民票がありますが、親は単身赴任で住所を市外に移しています。

A. こどもと保護者がつくば市に住民登録されている方が対象です。

※保護者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条

Q. 18歳になりました。補助金の対象になりますか？

A. 18歳になった年の最初の3月31日まで対象になります。
(一般的には高校3年生まで。大学1年生になると対象外です。)

Q. 新学期に備えて、3月にヘルメットを購入したいです。補助の対象になりますか？

A. 2月末までの申請が対象になり、購入の14日前に申請願います。14日前が4月1日までより前になる場合は、4月1日になります。

※申請者が多い場合は、受付を終了することがあります。

2. 商品について

Q. SGマークがついていないけど、対象になりますか？

A. 対象外です。SGマーク、JCFマーク、CEマーク、GSマーク、CPSCマークのいずれかがついている商品のみになります。

Q. オートバイクのヘルメットは補助の対象になりますか？

A. 対象外です。自転車用のヘルメットのみになります。

Q. 先週このお店で購入しました。補助金が欲しいので販売証明書を書いてください。

A. 事前申請の補助制度のため、購入後に申請した場合は補助対象外になります。

購入前に必ず補助の申請を行い、決定通知書が届いてから購入してください。

Q. インターネットで購入します。補助の対象になりますか？

A. 販売店が記載、押印した、販売証明書がないと対象外です。

購入予定のお店から販売証明書が入手できるかご確認ください。

Q. つくば市外のお店で購入します。補助の対象になりますか？

A. 販売店が販売証明書を記載すれば、補助の対象になります。

Q. SGマークがついている、中古の商品は対象になりますか？

A. 新品の商品のみ補助対象になります。

Q. 中学校の通学用に使用できますか？

A. 学校判断になります。各学校の指示に従ってください。

3. 補助金額について

Q. 5,000円のヘルメットを購入した際の補助金額は？

A. 購入金額の2分の1、上限が2,000円となっております。今回は上限の2,000円になります。

Q. 3,958円（税込み）のヘルメットを購入した際の補助金額は？

A. 購入金額の2分の1、1,979円から100円未満の端数を切り捨てた1,900円になります。